

愛媛県報

発行 愛愛 媛 県

第2837号

平成28年12月27日火曜日 第2837号

◇ 目 次 ◇
告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件)		(経営支持	援課) 991
農用地利用配分計画の認可申請	(農産園芸課担い	手・農地保全対象	策室) 992
基本測量の終了の通知(2件)		(道路維持	持課)992
公共測量の終了の通知(2件)		(") 993
指定居宅サービス事業者の指定	(東	予地方局地域福祉	祉課) 993
指定介護予防サービス事業者の指定(2件)	(") 993
指定居宅介護支援事業の廃止) 994
指定介護予防サービス事業の廃止	(") 994
建設業者の許可の取消し		(東予地方局管理	浬課)994
道路の供用開始(一般国道 494 号)			
道路の区域変更(一般国道 441 号)		(南予地方局管理	浬課) 994
道路の供用開始(")		(") 995
道路の区域変更(県道宿毛城辺線)	(南予地	方局愛南土木事	務所) 995
道路の供用開始(")			
道路の区域変更(一般国道 378 号)	(南予地方	局八幡浜土木事	務所) 995
公告			
海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画		(水i	産課) 996
選挙管理委員会告示			
愛媛県選挙事務執行規程の一部改正		(選挙管理委員	員会) 997

告 示

○愛媛県告示第1398号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の 日から4月間縦覧に供する。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
フジ和気店	松山市和気町一丁目 637番地 1	大規模小売店舗の名称	パルティ・フジ和気	フジ和気店	平成24年 3月1日	平成28年 12月13日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ 株式会社メディコ・ ニ十一 有限会社あぼんりー スナップス販売株式 会社	株式会社フジ 株式会社レデイ薬局 有限会社あぼんりー	平成26年 5月24日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1399号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出年月日
フジ和気店	松山市和気町一丁目 637番地 1	駐輪場の位置	2 箇所	1 箇所	平成29年 1月31日	平成28年 12月13日
		荷さばき施設の位置及び面積	260 m ²	291 m ²	平成29年 8月14日	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の開店時刻	午前9時	午前7時	平成28年 12月14日	
		来客が駐車場を利用すること ができる時間帯	午前 8 時45分から午 後10時15分まで	午前 6 時45分から午 後10時15分まで		
		駐車場の自動車の出入口の数 及び位置	5 箇所	6 箇所		
		荷さばき施設において荷さば きを行うことができる時間帯	午前6時から午後6 時まで	24時間		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1400号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) 第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひ め農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

- 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111.

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設	定等を受け	ける者	賃借権の設定等で	を受ける土地
氏名又は名称	住	所	所在及び地番	面積 (m²)
農事組合法人 九王	愛媛県今河 九王甲169	台市大西町 93番地	愛媛県今治市大西町 九王甲15番1ほか10 3筆	90 ,146 .11

河	村	知	己	愛媛県四国中央市土 居町野田乙1074番地	愛媛県四国中央市土 居町野田乙1089番ほか2筆	2 516
---	---	---	---	--------------------------	-----------------------------	-------

2 申請年月日

平成28年12月12日

○愛媛県告示第1401号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、 国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通 知があった。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量(電子基準点現地調査)
- 2 作業期間 平成28年7月11日から

10月31日まで

3 作業地域 新居浜市、西条市、四国中央市、越智郡上島町

○愛媛県告示第1402号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、 国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通 知があった。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 基本測量(成果不整合地域における基準点改測)

2 作業期間 平成28年7月11日から

11月30日まで

3 作業地域 大洲市、四国中央市

○愛媛県告示第1403号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

第2837号

1 作業種類 公共測量(基準点測量)

2 作業期間 平成28年8月3日から

12月14日まで

3 作業地域 上浮穴郡久万高原町大川

○愛媛県告示第1404号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、砥部町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(空中写真測量、写真地図作成)

2 作業期間 平成28年8月15日から

11月30日まで

3 作業地域 砥部町全域

○愛媛県告示第1405号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 平成28年12月27日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

 指定居宅サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指	定	居	宅	サ	_	ビ	ス	事	業	所	指定年月日	サービスの種類
名称又は氏名 	名				称		所		在		地	111 化十万口	
株式会社悠遊社	デイサー	ビスセ	ンター	さくら	スマイル	レ愛	媛県四国	国中央	市土居明	叮畑野7	13 - 7	平成28年11月1日	通所介護
医療法人明生会	長谷川病	院通所	リハビ	リテー	ション	愛の		国中央	市金生	订下分1	249番地	平成28年11月21日	通所リハビリテー ション

○愛媛県告示第1406号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。 平成28年12月27日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護予防サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指	定	介	護	予	防	サ	-	Ľ	ス	事	業	所	指定年月日	サービスの種類
	名					称		所		7	玍		地		
医療法人明生会	長谷川病	病院通	i所リ/	ハビリ	テー	ション	愛の	發娱県☑)1	回国中	央市部	金生町	下分1	249番地	平成28年11月21日	介護予防通所リハ ビリテーション

○愛媛県告示第1407号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成28年12月27日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護予防サービス事業者の	指	定	介	護	予	防	サ	_	Ľ	ス	事	業	所	指定年月日	サービスの種類
名 称 又 は 氏 名	名					称		所		7	Ξ		地	拍化牛月口	リーこへの作業
株式会社悠遊社	デイサー	- ビス	センタ	ターさ	〈 ら〉	スマイ	ル愛	媛県四	9国中	央市:	上居町	畑野7	13 - 7	平成28年11月1日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1408号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年12月27日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定居宅介護支援事業者の名称	指	定	居	宅	介	護	支	援	事	業	所	廃止年月日	サービスの種類
	名				称		所		在		地		
株式会社 ジェイコム	ケアプラ	ンセン	ター多	賀の里	[愛	媛県西	条市北	条232番	季地 1		平成28年11月30日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1409号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年12月27日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護予防サービス事業者の	指	定	介	護	予	防	サ	_	Ľ	ス	事	業	所	廃止年月日	サービスの種類
名称又は氏名	名					称		所		₹:	Ē		地	廃业平月口	リーこ人の種類
有限会社東予ケア・サービス	デイサ-	- ビス	セング	ター好	きっぱ	ζî	愛	媛県新	居浜	市垣生	上一丁	目6看	番25号	平成28年11月30日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1410号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

	許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(f	股 - 26 第10787号	平成27年 3月2日	共陣開発㈱	中野内均年	新居浜市中村松木 2 - 4 - 15	平成28年 11月 9 日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(f	股 - 27)第17630号	平成27年 12月21日	重一建設	木藤 重政	西条市大町1274 - 4	平成28年 11月11日	大工工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(f	股 - 26 第1506号	平成27年 2月1日	今治舗道(株)	羽倉 一正	今治市常盤町 5 - 2 - 36	平成28年 11月24日	塗装工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第1411号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		494号		東温市河之内字同市河之内字日							平成28年12月27日
n		"		東温市河之内字 同市河之内字ハ							II .

○愛媛県告示第1412号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
一般国道		441号		北宇和郡鬼北町大字大宿905番 2 から		旧	メートル 69~103	キロメートル 0.086	
一放凸追		4415		同大字906番 3 まで		新	12 .7 ~ 18 9	0 .086	

○愛媛県告示第1413号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
一般国道		441号		北宇和郡鬼北町 同大字906番 3 :		905番2から					平成28年12月27日

○愛媛県告示第1414号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	宿毛城辺線	南宇和郡愛南町岩水1459番 3 から	旧	メートル 24.1~27.9	キロメートル 0.048	
宗 追	但七城边跡	同町岩水1450番4まで	新	27 9~31 5	0 .048	

○愛媛県告示第1415号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	宿	毛城辺	線	南宇和郡愛南町同町岩水1450番		番 3 から					平成28年12月27日

○愛媛県告示第1416号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷幅	地	の 員	延	長	備	考
一般国道		378号		八幡浜市八代1丁目2番6から		IΒ	メート 7	- Jレ .4 ~ 20	6 4	キロメ- 18. 0			
— 般国道 — —		3/0万		同市八代16番 1 まで		新	9	.9 ~ 3	8 9	0 .18	35		

公 告

〇公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号) 第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関す る愛媛県計画(平成28年6月17日付け公告)を次のとおり変更した。 平成28年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

県は、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する基本計画において定められた第1種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能量(以下「知事管理量」という。)及び第2種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量(以下「知事管理努力量」という。)の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の 公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を 担保するための措置を講じるため、本県における第1種特定海 洋生物資源の採捕実績(他県からの入漁者の採捕実績を含む。) 及び本県の漁業者に係る第2種特定海洋生物資源の操業実績の 的確な把握に努める。
- (2) 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、 国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を 図る。

また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、 法第13条第2項に規定する協定に係る制度(以下「協定制度」 という。)の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理 を推進することとする。

なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進に当たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な配慮を払うものとする。

2 知事管理量に関する事項

平成28年及び平成29年の知事管理量は、次表のとおりである。

	知事管理量							
第 1 種特定 海洋生物資	平成	28年	平成29年					
源	平成28年1月 から12月まで	平成28年7月 から平成29年 6月まで	平成29年1月 から12月まで	平成29年7月 から平成30年 6月まで				
まあじ	6 ,000トン		5 ,000トン					
まいわし	若干		若干					

まさば及び ごまさば	若干		(注)
---------------	----	--	-----

- (注)平成29年のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。
- 3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項平成28年及び平成29年の知事管理量の採捕の種類別に定める数

量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 平成28年1月 から12月まで	量 平成29年1月 から12月まで
まあじ	中型まき網漁業 及び小型まき網 漁業	4 200トン	3 500トン

- 4 知事管理量(まあじにあっては、採捕の種類別の数量)に関し 実施すべき施策に関する事項
 - (1) 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可隻数を 現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合 理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、 協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、採捕数量の報告を 義務付けることとする。

- (2) まあじの採捕を目的とする一本釣り漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。
- (3) まいわし並びにまさば及びごまさばについては、現状以上に 漁獲努力量を増加させることがないように努めるとともに、漁 獲数量が前年の漁獲実績程度となるように努めることとする。
- 5 知事管理努力量に関する事項

平成28年及び平成29年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

			知	事管理	里 努 力	量	
第 2		瀬戸	内海	瀬戸内海		宇和海	宇和海
種定洋物源	採捕の種類	平成28 年4月 1日か ら6月 30日ま で	平成28 年9月 1日か ら11月 30日ま で	平成29 年4月 1日か ら6月 30日ま で	平成29 年9月 1日か ら11月 30日ま で	平成28 年10月 1日か ら12月 31日ま で	平成29 年10月 1日か ら12月 31日ま で
さわ ら	さ り う 流 網 漁業	16 590隻日	5 ,880隻 日	16 <i>5</i> 90隻 日	5 ,880隻 日	7 <i>,</i> 490隻 日	7 ,490隻 日

6 知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別の数量に関する事項 平成28年及び平成29年の知事管理努力量の採捕の種類別及び海 域別に定める数量は、次表のとおりとする。

第2種 特定海 洋生物 資源	採捕の 種類	海域	期間	漁獲努力量
		愛媛県資源管 理指針に基づ く資源管理措	平成28年4月1日 から6月30日まで	16 590隻日
	流し網漁業のう	置の対象であ る燧灘及び安 芸灘	平成29年4月1日 から6月30日まで	16 590隻日
さわら	ま、さわ ら流し網 漁業及び	愛媛県資源管 理指針に基づ く資源管理措	平成28年9月1日 から11月30日まで	5 880隻日
	さごし、 めじか流	て買が自生品 置の対象であ る伊予灘	平成29年9月1日 から11月30日まで	5 &80隻日
	し網漁業	愛媛県資源管 理指針に基づ く資源管理措	平成28年10月1日 から12月31日まで	7 490隻日
		く真源官理指 置の対象であ る宇和海	平成29年10月1日 から12月31日まで	7 490隻日

- 7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項
- (1) 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の着実な実施を推進するとともに、漁

- 業法(昭和24年法律第267号)第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守されるように努めることとする。
- (2) さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、 許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、 経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推 進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそれぞれ4月1日から6月30日までの間、9月1日から11月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間における操業実績の報告を義務付けることとする。

- 8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
 - (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、 より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁 獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充 実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵 親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第71号

愛媛県選挙事務執行規程(平成12年3月愛媛県選挙管理委員会告示第26号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。 平成28年12月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(選挙人名簿の登録のための調査等)	(選挙人名簿の登録のための調査等)
第3条 省略	第3条 省略
2 市町委員会は、住民基本台帳に記録された者であっても、市町委員会にお	2 市町委員会は、住民基本台帳に記録された者であっても、市町委員会にお
いて当該市町の区域内に住所を有しないと認めたものについては、法第21条	いて当該市町の区域内に住所を有しないと認めたものについては
第2項の規定による選挙人名簿の登録を行う場合を除き、選挙人名簿に登録	、選挙人名簿に登録
しないものとする。	しないものとする。
(投票結果の速報)	(<u>投票調の調製及び</u> 投票結果の速報)
第14条 投票管理者は、投票が終了したときは <u>、直ちに投票の</u>	第14条 投票管理者は、投票が終了したときは <u>、ただちに投票調を調製し、投</u>
結果を市町委員会に速報するものとする。	<u>票の</u> 結果を市町委員会に速報するものとする。
	2 投票管理者は、前項の規定によって調製した投票調を投票録に添付するも
	<u>のとする。</u>
2 市町委員会は、前項 の報告を受けたときは、直ちに、期日前投票の結果	<u>3</u> 市町委員会は、 <u>第1項</u> の報告を受けたときは、 <u>ただちに、これを集計し</u>
<u>とともにこれを集計し</u> 、県委員会に速報するものとする。	、県委員会に速報するものとする。
(共通投票所における関係規定の適用の特例)	
第17条の2 法第41条の2第1項の規定により共通投票所を設ける場合には、	
第13条第1項中「投票所」とあるのは「投票所又は共通投票所」と、「投票	
区」とあるのは「当該投票区又は共通投票所」とする。	
(共通投票所における投票所に関する規定の準用)	
第17条の2の2 第10条の規定は、共通投票所について準用する。	
(期日前投票における関係規定の適用の特例)	(期日前投票における関係規定の適用の特例)
第17条の2の3 法第48条の2第1項の場合には 、第8条中「選挙の期	第17条の2 法第48条の2第1項の場合 <u>においては</u> 、第8条中「選挙の期
日の翌日に」とあるのは「期日前投票所を設ける期間の末日に」と、第15条	日の翌日に」とあるのは「期日前投票所を設ける期間の末日に」と、第15条
第1項中「投票管理者」とあるのは「投票管理者又は市町委員会」と、「第	第1項中「投票管理者」とあるのは「投票管理者又は市町委員会」と、「第

55条」とあるのは「第48条の2第5項の規定により読み替えて適用される法 55条」とあるのは「第48条の2第5項の規定により読み替えて適用される法 第55条及び政令第49条の11」と、「投票箱等」とあるのは「投票箱等及び封 第55条及び政令第49条の11」と、「投票箱等」とあるのは「投票箱等及び封 印をした投票箱の鍵」と、同条第2項中「投票管理者」とあるのは「投票管」 印をした投票箱の鍵」と、同条第2項中「投票管理者」とあるのは「投票管 理者又は市町委員会」と、「開票管理者に」とあるのは「投票管理者にあっ」 理者又は市町委員会」と、「開票管理者に」とあるのは「投票管理者にあっ ては、市町委員会に、市町委員会にあっては、開票管理者にそれぞれ」と、 第21条第1項中「開票管理者は、投票箱の送致を受けたときは」とあるのは 第21条第1項中「開票管理者は、投票箱の送致を受けたときは」とあるのは 「市町委員会又は開票管理者は、投票箱等及び封印をした投票箱の鍵の送致 を受けたときは」と、同条第3項中「前項の報告を受けたとき」とあるのは を受けたときは」と、同条第3項中「前項の報告を受けたとき」とあるのは 「前項の報告を受けたとき又は自ら保管中の投票箱及びその鍵に異状が生じ」「前項の報告を受けたとき又は自ら保管中の投票箱及びその鍵に異状が生じ たとき」とし、第14条及び第17条の規定は、適用しない。

(期日前投票における投票所に関する規定の準用)

第17条の3 省略

(投票集計表)

第22条 理者及び市町委員会から全ての投票箱等の送致を受けたときは、直ちに投票 理者_ 集計表 を調製するものとする。

るものとする。

(投票点検結果報告)

び投票集計表の写し

を添付するものとする。

2 省略

別記

省略

様式番号	事 項	根拠条文
1 ~ 5	省略	
6	承諾書	法 <u>第38条第1項、法第41条の</u>
		2第5項、法第48条の2第5
		<u>項</u>
7	投票立会人の選任通知(投	法 <u>第38条第1項、法第41条の</u>
	票立会人 <u>宛</u>)	2 第 5 項、法第48条の 2 第 5
		<u>項</u>
8	// (投	令第27条、令第48条の3、令
	票管理者 <u>宛</u>)	第49条の7
9	投票所開閉時刻の繰上げ、	法第40条第2項、法第41条の
	繰下げ通知等	<u>2第6項</u> 、法第48条の2第6
		項
10	投票所の標札	程第10条第1項、程第17条の
		2の2、程第17条の3
11	投票所の設備	程 <u>第10条第1項、程第17条の</u>
		2の2、程第17条の3
12	省略	
13	投票用紙受払報告	程 <u>第8条</u> 、程 <u>第17条の2の3</u>
14	宣言書	令第40条第1項、令第48条の
		3、令第49条の7
15 ~ 18	省略	
19	<u>削除</u>	
20	投票結果速報	程 <u>第14条</u>
21 ~ 29	省略	
30	投票集計表	程 <u>第22条第1項</u>
31 ~ 33	省略	

ては、市町委員会に、市町委員会にあっては、開票管理者にそれぞれ」と、 「市町委員会又は開票管理者は、投票箱等及び封印をした投票箱の鍵の送致 たとき」とし、第14条及び第17条の規定は、適用しない。

投票所に関する規定の準用)

第17条の3 省略

(投票調集計表)

_____から<u>投票調____</u>の送致を受けたときは、<u>ただちに投</u> 票調集計表を調製するものとする。

2 開票管理者は、前項の規定により調製した<u>投票集計表</u>を開票録に添付す 2 開票管理者は、前項の規定により調製した<u>投票調集計表</u>を開票録に添付す るものとする。

(投票点検結果報告)

第25条 法第66条第3項の規定による投票点検結果報告には、開票録の写し及 第25条 法第66条第3項の規定による投票点検結果報告には、開票録の写し、 投票調集計表の写し(1投票区の区域を区域とする開票区については、投票 調の写し)を添付するものとする。

2 省略

別記

省略

様式番号	事項	根拠条文
1 ~ 5	省略	
6	承諾書	法38条 1 項
		_
7	投票立会人の選任通知(投	法38条 1 項
	票立会人 <u>あて</u>)	
		_
8	" (投	令27条
	票管理者 <u>あて</u>)	
9	投票所開閉時刻の繰上げ、	法第40条第 2 項
	繰下げ通知等	 、法第48条の2第6
		項
10	 投票所の標札	程10条 1 項
11	 投票所の設備	 程10条 1 項
12	 省略	
13	 投票用紙受払報告	 程8条 、程17条の2
14	宣言書	令40条 1 項
15 ~ 18	省略	
19	日本日 投票調	程14条 1 項
20	这茶順 投票結果速報	程14条 3 項
21 ~ 29		1± <u> サポリ炽</u>
	省略	#22 ⁄ 4 ₹5
30	投票調集計表	程22条 1 項
31 ~ 33	省略	

	平成28年12月27日	愛	媛	県	蓒	8	第2837号
34	 立候補の届出、辞退等の報	 法第86条第13項、法第86条 <i>0</i>			34	 立候補の届出、辞退等の	か通
3.	告及び通知	4 第11項、令第92条第 1 項、	_		31	知	令92条
		第2項、第7項、第8項、第	_			2H	4 32%
		10項					
35	当選人決定報告	 			35	当選人決定報告	法101条の3 1項
		3第1項	_		33		7 <u>4 1017</u> (0) 3 17 <u>4</u>
36 ~ 42	省略	<u> </u>		3	5 ~ 42	省略	
第6号様式				第6号	楼式		
70 0 3 120-0	承諾	書		,,,,,,		承	諾 書
	[1	可投票区	}				「何月何日の(何)期日前投票所」
何年何月何	可日執行の何選挙における / _	(何)共通投票所	o o	何	年何月(可日執行の何選挙における	る 何投票区
		可月何日の(何)期日前投票月	fi J				
投票管理者				投票	管理者		
投票管理者の	の職務代理者 となることを	承諾します。		投票	管理者の	の職務代理者となるこの	とを承諾します。
投票立会人	J				立会人	J	
省略				省略			
第7号様式				第7号			
省略 氏 名	宛			省略氏	5	あて	
省略	<u>/U</u>			省略		<u> </u>	
	投票立会人の選	任について				设票立会人の	選任について
	[1	可投票区	}				「何月何日の(何)期日前投票所
何年何月何	- □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	(何)共通投票所	o o	何	年何月何	可日執行の何選挙における	る 何投票区
	<u> </u>	可月何日の(何)期日前投票所	<u>fi </u>				
投票立会人は	こ選任したから、本書及び印	章持参の <u>上</u> 、何月何日何時何	可分ま	投票	立会人に	こ選任したから、本書及で	び印章持参の <u>うえ</u> 、何月何日何時何分
<u>投票所</u>	<u>新</u>				期日前	前投票所	
でに 共通技		, 1,		でに	投票戶	<u>析</u> へ参集してく <i>1</i>	ださい。
	前投票所」				l	<u> </u>	
省略				省略	ı ₩1 *		
第8号様式 省略				第8号	家 工		
	名 宛				EE. 4	名 あて	
省略	- <u></u>			省略		- <u></u>	
	(1	可投票区)				何月何日の(何)期日前投票所
何年何月何	可日執行の何選挙における .	(何)共通投票所	o o	何	年何月(可日執行の何選挙における	る 何投票区
	<u> </u>	可月何日の(何)期日前投票所	<u>fi</u>				
投票立会人を	を次のとおり選任したから通知	知します。		投票	立会人で	を次のとおり選任したから	ら通知します。
省略					省略		
注 省略				注	省略		
第9号様式				第9号	樣式		
その1				その	1		
省略				省略)
	没票管理者 	ria de la companya de			何選挙[☑投票管理者 [5 名
	<u>●投票所投票管理者</u>	_ 死			公位旧 3	80000000000000000000000000000000000000	 氏 名
<u>愛媛宗選等</u> 省略	手目理安貝云安貝技)			省略	受 废宗1	選挙管理委員会委員長 [<u>太 右)</u>
H*11	「の開閉時刻」	〔繰上げ 〕				の開閉時刻	
投票所	斩	<u> </u>			投票戶		繰り上げ
共通技	没票所	編集 1000			1×1×1	を閉じる時刻	
	(= = =	の開閉時刻	IJ)			(= , 0 0 9	, <u></u>
何年何月何	可日執行の何選挙について、 <u>次</u>	の	IJ }	何	年何月何	可日執行の何選挙について	、何投票所を開く時刻
		── <u>│共通投票所│</u> │ を閉じる⊪	井刻	1			

の $\left\{ egin{array}{c} rac{Ak L i T}{Ak L i T} & & & & & & & & & & & & & & & & & & $	の <u> </u>
投票区名 投票所(共通投票所)を開く時刻 投票所(共通投票所)を開く時刻 投票所(共通投票所)を開じる時刻 備 考 (共通投票所名) 繰上げ 繰上げ 線上げ	1 投票所を開く時刻を何時に
午前 時 分 午前(後) 時分 午前(後) 時分	
その2	₹の2
省略	省略
<u>(何)期日前投票所</u> 投票管理者 氏 名 <u>宛</u>	<u>何選挙区</u> 投票管理者 氏 名 <u>あて</u>
省略 「の開閉時刻) 〔繰上げ	省略 「の開閉時刻) 「繰り上げ)
期日前投票所 を開く時刻 の 繰下げ について	期日前投票所 を開く時刻 の 繰り下げ について
を閉じる時刻	を閉じる時刻
の開閉時刻	の開閉時刻
何年何月何日執行の何選挙について、 <u>次の</u> 期日前投票所 を開く時刻 ところにある。	何年何月何日執行の何選挙について、 <u>(何)</u> 期日前投票所 を開く時刻 トーー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
【を閉じる時刻】 「繰上げ	【を閉じる時刻】 「繰り上げ
(繰上げ・繰下げ)	
期日前投票所を開く時刻 期日前投票所を開じる時刻	1 投票所を開く時刻を何時に繰り下げ閉じる時刻を何時に繰り上げる。
期日前投票所名	
午前 時 分 午前(後) 時 分 午前(後) 時 分 午後 時 分	
第10号様式	第10号樣式
その1 省略	その1 省略
<u>₹の2</u>	
何	
選	
<u>挙</u>	
<u>何</u>	
<u>ー</u> <u>共</u>	
通	
<u>投</u>	
票	
<u>Ff</u>	
<u>その3</u>	702
<u>f□</u> -sas	
選 学	<u>何</u> 選
	-
<u>一</u> <u>恒</u>	
$ $ \preceq $ $	期
<u>期</u>	<u> </u>
<u>日</u>	<u>前</u> <u>投</u>
型 投	要
票	<u></u> <u>所</u>
<u>所</u>	

第11号樣式	第11号樣式
投票所(共通投票所、期日前投票所)設備その1	投票所 (期日前投票所)設備その1
省略	省略
投票所(共通投票所、期日前投票所)設備その2(同時選挙の場合)	投票所(期日前投票所)設備その2 (同時選挙の場合)
省略	省略
第13号様式	第13号樣式
省略	省略
市(町)選挙管理委員会委員長 氏 名 <u>宛</u>	市(町)選挙管理委員会委員長 氏 名 <u>あて</u>
<u>何投票区</u>	(何)期日前投票所
(何)共通投票所 投票管理者 氏 名 回	何投票区 投票管理者 氏 名 🕮
(何)期日前投票所	
省略	省略
省略	省略
第14号様式	第14号様式
省略	省略
何投票所)	[(何)期日前投票所]
(何)期日前投票所)	
—————— 何市(町)選挙管理委員会書記 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	市(町) 選挙管理委員会書記 ———
第18号樣式	第18号樣式
その1	その1
省略	省略
1~4 省略	1~4 省略
	5 投 票 調 部
5 省略	6 省略
<u>6</u> 省略	7 省略
注省略	注省略
₹ の 2	その2
省略	省略
(何)共通投票所投票管理者	
(何)期日前投票所投票管理者 氏名 回	(何)期日前投票所投票管理者 氏名 回
何市(町)選挙管理委員会委員長	市(町)選挙管理委員会委員長
注省略	注省略
第19号樣式 削除	第19号様式
	<u>その1</u>
	何投票区投票管理者氏名印
	何年何月何日
	執 行 何選挙投票調 何年何月何日調製
	区分 名簿登 有権者数 投票者数 棄権者数 投票率(%)
	性別 録者数 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対
	男
	女
	計
	注 投票率は、小数点以下第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
	<u>₹の2</u>
	<u>年 月 日</u>
	執 行 何選挙投票調
	<u>投票区</u>
	投票管理者 印
	国内 年月日調製

ļ	₹ 報	ł			第2837 -	루
	<u>区分</u>	名簿登 録者数	有権者数	投票者数	棄権者数	投票率(%)
	 男					
	<u>女</u>					
	<u>計</u>					
_	在 外	<u>.</u>				
	<u>区分</u> 性別	名簿登 録者数	有権者数	投票者数	棄権者数	<u>投票率(%)</u>
	男					
	<u>女</u>					
	<u>計</u>					
	国内 + 在外					
	区分 性別	名簿登 録者数	有権者数	投票者数	棄権者数	投票率(%)
	<u>男</u>					
	<u>女</u>					
	<u>計</u>					
	注 1 投	景率は、	小数点以下	・ 第 2 位まで	記載し、第:	 3 位を四捨五入す
	<u>こと</u>					
		在外」の	欄は、指定	在外選挙投	票区のみ記載	載のこと。
1.)号様式					
	·の 1 ì略					
	当 当略					
	市町名又は 投票区名 省略					
注	1 ~ 3	省略				

第20号様式 その1

省略

省略 市町名又は 投票区名 省略 若しくは 共通投票所名

注 1~3 省略

4 共通投票所における投票にあっては、投票者数並びに仮投票者数等 及び仮投票等の事由について速報すること。

その2

省略

省略	
市町名又は	
投票区名	√N m to
<u>若 し く は</u>	省略
共通投票所名	

注 1~3 省略

4 共通投票所における投票にあっては、投票者数並びに仮投票者数等 及び仮投票等の事由について速報すること。

第30号樣式

その1(衆議院議員選挙及び参議院議員選挙以外の選挙の場合)

省略

何選挙投票集計表

省略

省略 注 省略 その2

省略

省略	
市町名又は 投票区名	省略

注 1~3 省略

第30号樣式

その1(衆議院議員選挙及び参議院議員選挙以外の選挙の場合)

省略

何選挙投票調集計表

省略

省略 注 省略

その2(衆議院議員選挙及び参議院議員選挙の場合)	その2(衆議院議員選挙及び参議院議員選挙の場合)
省略 何選挙投票集計表	一 省略 一
省略	省略
注 省略	注省略
第32号樣式	第32号樣式
省略	省略
何選挙(何選挙区)選挙長 氏 名 宛_	<u>何選挙区</u> 選挙長 氏 名 <u>あて</u>
省略	省略
投票 点 検 結 果 報 告	投票点検結果報告
何年何月何日執行の何選挙につき、何年何月何日当開票区の投票点検を	終 何年何月何日執行の何選挙につき、何年何月何日当開票区の投票点検を
<u>わり</u> ましたから、関係書類を添えて、その結果を下記のとおり報告します。	<u>り</u> ましたから、関係書類を添えて、その結果を下記のとおり報告します。
記	記
省略	省略
添付書類	添付書類
1 開票録(写)	1 開票録(写)
2 投票集計表(写)	2 投票調集計表又は投票調(写)
注 衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙にあって	て 注 衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙にあって
は、「候補者氏名」とあるのは「名簿届出政党等の名称」と、「 <u>何選</u>	
<u>(何選挙区)選挙長」とあるのは、「愛媛県選挙分会長」と読み替え</u>	
こと。	こと。
第34号様式	第34号樣式
省略	省略
愛媛県選挙管理委員会委員長 何市(区町村)選挙管理委員会委員長	
候補者住所地市(区町村)長	候補者住所地市(区町村)長 氏 名
何投票区投票管理者	何投票区投票管理者 氏名 あて
(何)共通投票所投票管理者	
(何)期日前投票所投票管理者	
何開票区開票管理者	何 開 票 区 開 票 管 理 者 氏 名
何選挙(何選挙区)選挙長	何選拳選拳長氏名 ⑪
<u>何市(町)選挙管理委員会委員長</u>	市(町) 選挙管理委員会委員長 氏 名 ⑪
立候補の { 届出(届出事項の異動) について 辞 退	立候補の 辞 退
(日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	
事項の異動) があったから 報告 通知 します。	事項の異動) があったから通知 します。
3 (週知) 省略	省略
自哈 注 省略	注省略
別紙	別紙
省略	省略
사 BO	₩ ₩

備考1~6 省略

7 衆議院小選挙区選出議員の選挙にあっては、「党派」とあるの は、「候補者届出政党の名称(所属政党(政治団体)の名称)」と 読み替えるものとする。

この場合において、当該欄には、候補者届出政党の届出に係る候補者にあっては当該候補者届出政党の名称を記載し、本人届出又は推薦届出に係る候補者にあっては当該候補者の所属政党(政治団体)の名称を記載するものとする。

8 推薦届出の場合における推薦届出者の氏名及び住所については、 添付書類に記載すること。

(添付書類)

<u>屋出</u>	促进老氏女		推薦届出者
受理 番号	候補者氏名	氏 名	<u>住 所</u>
	~~~~~		***************************************

/~~~	<i>٢</i> ~~~~~	~~~~~~	······································

備考 推薦届出者が2名以上ある場合は、全ての推薦届出者について記載 すること。

## 第35号樣式

省略

愛媛県 選挙管理委員会委員長 氏 名 宛

何選挙(何選挙区)選挙長 氏 名 印

省略

当選人の決定について

省略

省略

添付書類

- 1 省略
- 2 投票点検結果報告

附 1 開票録(写)

2 投票集計表(写)

備考1~6 省略

# 第35号様式

省略

<u>市(町)</u>選挙管理委員会委員長 氏 名 <u>あて</u>

何選挙選挙長 氏名 印

省略

当選人の決定について

省略

省略

添付書類

- 1 省略
- 2 開票録
- 3 得票計算簿
- 4 投票調集計表
- 5 投票録

附 1 不在者投票に関する調書

2 宣言書

6 投票調

平成28年12月27日 発行 1004